

名鉄観光のコロナ安心補償

「損保ジャパンコロナ安心パッケージ」のご案内

国内旅行傷害保険「損保ジャパンコロナ安心パッケージ」とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約・新型コロナウイルス感染症一時金支払特約をセットしたものをいいます。

日本国内の旅行中の**新型コロナウイルス感染症**の感染・発症をサポートするとともに、旅行後の安心もあわせてサポートします。



- ①旅行行程中に新型コロナウイルス感染症を発病した場合、
- ②旅行に起因して旅行行程が終了した日からその日を含めて14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病した場合に、

「新型コロナウイルス感染症一時金支払特約（3万円）」をお支払いします。

◆ 申込方法

- ・2022年4月1日から2023年3月31日までの旅行出発分が対象となります。
- ・お申込みは補償開始日（旅行開始日）の8日前までの申込となります。
- ・お申込みは名鉄観光の旅行契約を申し込まれる参加者全員が加入する必要があります。

◆ 補償内容

	補償項目	保険金額
保険金額	死亡・後遺障害保険金	100万円
	新型コロナウイルス感染症一時金	3万円

◆ 保険料（参加者1名あたり）

契約タイプ	DS01	DS02	DS03	DS04	DS05
保険期間 (旅行期間)	2日まで	4日まで	7日まで	14日まで	30日まで
保険料	85円	99円	113円	151円	244円

このご案内は「国内旅行傷害保険旅行者包括契約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款・特約集」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

詳細は裏面を参照してください。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

日本国内旅行中の思いがけない事故によるケガ^(※)や損害を補償します。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

● 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■ 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■ 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■ 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内補償)	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p align="center">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。) ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など</p>
	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p align="center">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下このテラシにおいて、同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	<p>日本国内において次の①または②のいずれかに該当した場合は、新型コロナウイルス感染症一時金を支払います。</p> <p>①旅行行程中に被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した場合 ②被保険者が参加した旅行に起因して、旅行行程が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した場合</p> <p align="center">新型コロナウイルス感染症一時金＝3万円</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

◆ ご注意点

- ・ お申込みは補償開始日(旅行開始日)の8日前までの申込となります。
(例：2022年5月1日(日)旅行開始日の場合、2022年4月23日(土)までに申込を行う必要があります。)
 - ・ 保険期間は、国内旅行のために住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程にあわせて設定してください。この保険の保険期間は最長で1か月までとなります。
 - ・ お申込みは名鉄観光の旅行契約を申し込まれる参加者全員が加入する必要があります。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染または発症の認定等は医師の診断によります。
- 医師の指示等により医療機関、地域外来・検査センターにおけるPCR検査等を実施した上での陽性となる場合です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、保険料の変動、制度募集の停止、もしくは補償金額の変動がありえます。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

名古屋企業営業部第一課
〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21
損保ジャパン名古屋ビル4階
TEL：052-953-3871
<受付時間> 平日 午前9時から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

【取扱代理店】

名鉄観光サービス株式会社

〒… 160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-8
TEL：03(3343)0631
<受付時間> 平日：午前10時から午後5時まで
定休日：土曜日、日曜日、祝祭日

(SJ21-16104 2022/3/4)